



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目次

告 示

○救急病院の告示（医療政策課）

○肥料の登録（営農支援課）

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）

○民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）

111222

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2 件（中小企業支援課）

○開発行為に関する工事の完了（建築指導課）

○特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部交通規制課）

334

海区漁業調整委員会事項

○漁業法に基づく指示事項

4

選挙管理委員会事項

○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙運動に関する収支報告書の要旨

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数

913

告 示

沖縄県告示第378号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。
令和 7 年 9 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
中頭病院	沖縄市字登川610番地	社会医療法人敬愛会	令和 7 年10月 1 日	令和10年 9 月30日

沖縄県告示第379号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
令和 7 年 9 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		登録年月日
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第250号	副産動植物 質肥料	ユーグレナ粉 末	窒素全量 2.1	八重山殖産株 式会社	石垣市白保287番 地14	令和 7 年 9 月 10日
沖縄県生 第251号	副産動植物 質肥料	クロレラ粉末	窒素全量 7.9	八重山殖産株 式会社	石垣市白保287番 地14	令和 7 年 9 月 10日

沖縄県告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり津堅島土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和 7 年 9 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	兼本真清	うるま市勝連津堅1182番地
理事	大石清光	うるま市勝連津堅1112番地
理事	兼本真昇	うるま市勝連津堅284番地
理事	恩納謙太	うるま市勝連津堅334番地 2
理事	安里彰徳	うるま市勝連津堅1139番地
理事	上原安司	うるま市勝連津堅299番地19
理事	幸良哲典	うるま市勝連津堅1346番地
理事	与那下房江	うるま市勝連津堅1151番地
監事	玉城盛哲	うるま市勝連津堅1107番地
監事	源古康博	うるま市みどり町三丁目14番16号 2F
監事	大石訓	うるま市勝連津堅1523番地

任期 令和 7 年 8 月 21 日から令和11年 8 月 20 日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	兼本真清	うるま市勝連津堅1182番地
理事	大石清光	うるま市勝連津堅1112番地
理事	中村兼徳	うるま市勝連津堅3027番地 3
理事	兼本真昇	うるま市勝連津堅284番地
理事	宮里恒正	うるま市勝連津堅1231番地
理事	恩納謙太	うるま市勝連津堅334番地 2
理事	安里彰徳	うるま市勝連津堅1139番地
理事	源古康博	うるま市みどり町三丁目14番16号 2F
監事	玉城盛哲	うるま市勝連津堅1107番地
監事	与那下房江	うるま市勝連津堅1151番地
監事	伊覇武夫	うるま市勝連津堅1216番地

沖縄県告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予

定である。

令和 7 年 9 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 南城市知念字志喜屋下与那枳原 9 番 1 ・字山里真謝原363番 1 （以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の届出に対する法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 赤峰家具田場店 うるま市字田場1100番10ほか11筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社赤峰家具 うるま市勝連南風原4024番地の 7 代表取締役 赤嶺秀榮
- 3 法第 8 条第 1 項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第 8 条第 2 項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和 7 年 9 月 30 日から同年 10 月 30 日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の届出に対する法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマンニューマン店 西原町字小那覇1565番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2008番地 代表取締役 宮城順一
- 3 法第 8 条第 1 項の規定による西原町の意見の概要 意見なし
- 4 法第 8 条第 2 項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和 7 年 9 月 30 日から同年 10 月 30 日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 9 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 9 月 21 日 沖縄県指令土第726号、令和 7 年 6 月 11 日 沖縄県指令土第433号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字前原前原172番11ほか 4 筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 種類 緑地

(2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 福岡県福岡市博多区吉塚本町13番27号 J R 九州ビルマネジメント株式会社 代表取締役 古賀大貴
- 5 検査済証番号 令和 7 年 9 月 12 日 第5015号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 9 月 5 日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 9 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察交通規制情報管理システム装置等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 9 月 2 日
- 4 落札者の名称及び所在地 アトミクス株式会社 代表取締役 宮里勝之 東京都板橋区舟渡三丁目 9 番 6 号
- 5 落札金額 53,776,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 6 月 20 日

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示 7 第 4 号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 7 年 9 月 30 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 上 原 亀 一

(定義)

第 1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを 1 単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

(採捕禁止期間)

第 2 沖縄海区において、6 月 1 日から11月30日までの間、ソデイカを採捕してはならない。

(ソデイカはえ縄漁業の禁止)

第 3 沖縄海区内におけるソデイカはえ縄漁業を禁止する。

(ソデイカ旗流し漁業の制限)

第 4 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1 漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1 漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

(操業の届出)

第 5 令和 8 年 12 月 1 日以降に、ソデイカ旗流し漁業を操業しようとする者は、操業の 1 月前までに、使用する船舶ごとにソデイカ旗流し漁業操業届出書（第 1 号様式）により沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

(変更の届出)

第 6 第 5 の届出を行った者は、届け出た内容に変更が生じたときは、ソデイカ旗流し漁業操業変更届出書（第 2 号様式）により、遅滞なく、委員会に届け出なければならない。

(操業実績の報告)

第 7 第 5 の届出を行った者は、ソデイカ旗流し漁業操業報告書（第 3 号様式）を漁期（12 月 1 日からその翌年の 5 月 31 日までをいう。以下同じ。）ごとに、漁期終了後 3 月以内に委員会に提出しなければならない。

(試験研究等の適用除外)

第 8 この指示のうち第 2 又は第 3 の規定は、次のいずれかに該当する者であって、委員会の承認を受けたものが行うソデイカの採捕については、適用しない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) その他特に必要があると認められる者

(適用除外の承認申請)

第 9 第 8 に規定する適用除外の承認を受けようとする者は、ソデイカ採捕承認申請書（第 4 号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認内容の変更)

第 10 第 8 の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカ採捕承認内容変更申請書（第 5 号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認証の交付)

第 11 委員会は、第 9 若しくは第 10 の申請に対する承認をするとき、又は第 12 の申請に対する再交付をするときは、ソデイカ採捕承認証（第 6 号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

(承認証の再交付)

第 12 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカ採捕承認証再交付申請書（第 7 号様式）を委員会に提出しなければならない。

(制限若しくは条件の変更、承認の取消し又は採捕の停止)

第 13 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限若しくは条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕を停止させることができる。

(承認証の漁船への備付け)

第 14 承認を受けた者がソデイカの採捕を行う場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

(承認旗章の掲揚)

第 15 承認を受けた者は、ソデイカの採捕を行う場合は、承認旗章（第 8 号様式）を船舷 1 メートル以上の高さに掲げなければならない。

(採捕実績の報告)

第 16 承認を受けた者は、承認期間の終了日又は採捕を廃止した日から 1 月以内に、ソデイカ採捕報告書（第 9 号様式）を委員会に提出しなければならない。

(廃止届の提出)

第 17 承認を受けた者がソデイカの採捕を廃止したときは、ソデイカ採捕廃止届（第 10 号様式）に承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第 18 この指示の有効期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までとする。

第 1 号様式（第 5 関係）

ソデイカ旗流し漁業操業届出書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

沖縄海区漁業調整委員会指示7第4号に基づき、以下のとおり届け出ます。

使用者住所	使用者氏名	漁船登録番号	船 名	総トン数	操業海域

注 操業海域は「50海里以内」、「50海里超」の別を記載すること。

第2号様式（第6関係）

ソデイカ旗流し漁業操業変更届出書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

漁船登録番号

下記のとおり、ソデイカ旗流し漁業操業届出書の内容に変更が生じたので、届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後

第3号様式（第7関係）

ソデイカ旗流し漁業操業報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

漁船登録番号

年漁期（ 年12月～翌年5月）

操業月	操業日数	銘柄別漁獲量（ツボ抜き重量）			
		5 kg未満	5 kg以上 7 kg未満	7 kg以上	未分類
月	日	kg	kg	kg	kg
月	日	kg	kg	kg	kg
月	日	kg	kg	kg	kg
月	日	kg	kg	kg	kg
月	日	kg	kg	kg	kg
月	日	kg	kg	kg	kg

第 4 号様式（第 9 関係）

ソデイカ採捕承認申請書	
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿	年 月 日
住所 氏名 沖縄海区漁業調整委員会指示 7 第 4 号に基づき、下記のとおりソデイカの採捕の承認を受けたいので申請します。	
記	
1 操業区域 2 漁具（擬餌針数） 3 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名 5 使用する漁船 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 ON — (3) 総トン数 6 計画内容	

第 5 号様式（第 10 関係）

ソデイカ採捕承認内容変更申請書							
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿	年 月 日						
住所 氏名 下記によりソデイカの採捕の承認内容の変更について承認を受けたいので申請します。							
記							
1 承認番号 沖調 S 第 号 2 船名 3 変更しようとする事項							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">現在の承認内容</th> <th style="width: 40%;">変更しようとする内容</th> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容			
項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容					
4 変更しようとする時期 年 月 日 5 変更しようとする理由							

第 6 号様式（第 11 関係）

承認番号 沖調 S 第 号	
ソデイカ採捕承認証	
住所 氏名	
1 操業区域 2 操業方法 3 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名	

5 漁船

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

6 承認の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

7 制限又は条件

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
会 長

印

第 7 号様式 (第12関係)

ソデイカ採捕承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

ソデイカ採捕承認証を亡失（毀損）したので、再交付を申請します。

なお、再交付があった日後、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。

記

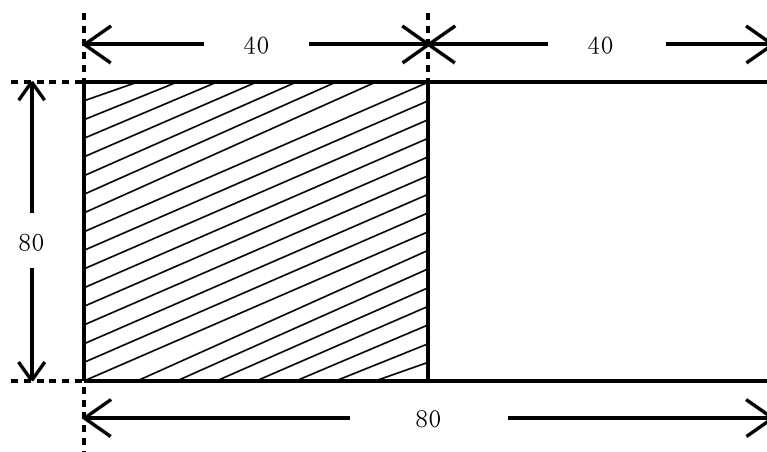
1 承認番号 沖調 S 第 号

2 船名

3 亡失（毀損）の理由

第 8 号様式 (第15関係)

承認旗章



注 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は白である。

2 数字はセンチメートルを示す。

第 9 号様式 (第16関係)

ソデイカ採捕報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

年 月 から 年 月 までにおけるソデイカの採捕の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 承認番号 沖調 S 第 号
- 2 漁船登録番号及び船名
- 3 乗組員数 名
- 4 操業状況

水揚年月	漁獲数量 (kg)	備 考
年 月		
年 月		

注 第 9 号様式の別紙を添付すること。

第 9 号様式の別紙

船名：

操業年月日	漁場位置 (投縄位置) (北緯、東経)	擬餌針数 (本)	漁獲数量 (尾数)	漁獲数量 (kg)
年 月 日	N ° , E ° ,			
年 月 日	N ° , E ° ,			

注 「漁場位置」、「擬餌針数」及び「漁獲数量 (尾数及びkg)」については、漁獲がなかった場合にも記入すること。

第 10 号様式 (第 17 関係)

ソデイカ採捕廃止届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

下記によりソデイカの採捕を廃止したので届け出ます。

記

- 1 承認番号 沖調 S 第 号
- 2 船名
- 3 廃止の理由

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第 44 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 192 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院沖縄県

選挙区選出議員選挙における各候補者の出納責任者から提出された「選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨」を次のとおり公表する。

令和7年9月30日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行参議院沖縄県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 39,092,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	奥間亮	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和7年5月12日から 令和7年7月25日まで 第1回分
出納責任者氏名	具志幸一				

収 入

主たる寄附

〔氏 名〕
〔団体名〕

（職 業）

（寄附額）

自由民主党沖縄県支部 政党支部 5,663,086 円
連合会
自由民主党沖縄県参議 政党支部 5,108,949 円
院選挙区第二支部

その他の寄付 0 件 0 円

その他の収入 0 円

今 回 計 10,772,035 円

前 回 計 0 円

総 計 10,772,035 円

支 出

人 件 費 1,465,800 円

家 屋 費 6,155,431 円

選挙事務所費 5,924,971 円

集合会場費 230,460 円

通 信 費 141,880 円

交 通 費 164,130 円

印 刷 費 3,794,946 円

広 告 費 3,571,334 円

文 具 費 426,490 円

食 糧 費 229,432 円

休 泊 費 0 円

雑 費 244,115 円

今 回 計 16,193,558 円

前 回 計 0 円

総 計 16,193,558 円

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	357,850 円
ビラの作成	954,100 円
ポスターの作成	1,333,496 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	122,758 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
政見放送のための録画等	3,135,000 円
計	6,135,660 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和7年8月4日	第1回報告分
-----------------	----------	--------

候補者氏名	坂本沙哉	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	令和7年5月10日から 令和7年7月31日まで 第1回分
出納責任者氏名	新澤有				

収 入

主たる寄附

支 出

人 件 費 958,500 円

〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	2,029,356 円
			選挙事務所費	2,007,156 円
		0 円	集会会場費	22,200 円
			通 信 費	27,600 円
			交 通 費	14,920 円
			印 刷 費	2,645,021 円
			広 告 費	2,033,778 円
			文 具 費	4,722 円
			食 糧 費	31,102 円
その他の寄付	10 件	72,000 円	休 泊 費	93,340 円
その他の収入		4,200,000 円	雑 費	30,609 円
今 回 計		4,272,000 円	今 回 計	7,868,948 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		4,272,000 円	総 計	7,868,948 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	357,425 円
	ビラの作成	954,100 円
	ポスターの作成	1,333,496 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	552,411 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	222,015 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	3,651,903 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和7年8月4日	第1回報告分
-----------------	----------	--------

候 補 者 氏 名	比嘉隆	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	令和7年6月21日から 令和7年7月28日まで
出納責任者氏名	比嘉隆				第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	343,110 円
〔氏 名〕	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	100,000 円
			選挙事務所費	100,000 円
神田瑞木	会社役員	20,000 円	集会会場費	0 円
			通 信 費	0 円
			交 通 費	76,741 円
			印 刷 費	1,142,840 円
			広 告 費	171,000 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	11,438 円
			雑 費	200,592 円
その他の寄付	2 件	8,000 円	今 回 計	2,045,721 円
その他の収入		0 円	前 回 計	0 円
今 回 計		28,000 円	総 計	2,045,721 円
前 回 計		0 円		
総 計		28,000 円		

	項 目	金 額
--	-----	-----

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	0 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和7年8月5日	第1回報告分
-----------------	----------	--------

候 補 者 氏 名	眞喜志雄一	候補者届出政党 又は所属党派	NHK党	期間	令和7年7月16日から 令和7年7月31日まで 第1回分
出納責任者氏名	眞喜志雄一				

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
（氏 名）	（職 業）	（寄附額）	家 屋 費	0 円
（団体名）			選挙事務所費	0 円
NHK党	政党	313,381 円	集合会場費	0 円
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	254,872 円
			広 告 費	58,509 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
その他の寄付	0 件	0 円	休 泊 費	0 円
その他の収入		0 円	雑 費	0 円
今 回 計		313,381 円	今 回 計	313,381 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		313,381 円	総 計	313,381 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	0 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和7年7月31日	第1回報告分
-----------------	-----------	--------

候 補 者 氏 名	和田知久	候補者届出政党 又は所属党派	参政党	期間	令和7年6月1日から 令和7年7月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	比嘉真也				

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
〔氏 名〕	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	72,250 円
〔団体名〕			選挙事務所費	39,100 円
参政党沖縄県支部連合会 政党支部		1,091,052 円	集会会場費	33,150 円
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	1,018,556 円
			広 告 費	4,446,902 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
その他の寄付	0 件	0 円	休 泊 費	0 円
その他の収入		0 円	雑 費	0 円
今 回 計		1,091,052 円	今 回 計	5,537,708 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,091,052 円	総 計	5,537,708 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	172,975 円
	ビラの作成	511,995 円
	ポスターの作成	333,586 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	89,100 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	3,339,000 円
	計	4,446,656 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和 7 年 8 月 4 日	第 1 回報告分
-----------------	----------------	----------

沖縄県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和 7 年沖縄県選挙管理委員会告示第26号は、廃止する。

令和 7 年 9 月 30 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,477
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,730
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3 分の 1 の数
名護市選挙区	17,063
うるま市選挙区	33,392
沖縄市選挙区	37,323
宜野湾市選挙区	26,295
浦添市選挙区	30,578
那覇市・南部離島選挙区	87,559
豊見城市選挙区	16,982
島尻・南城市選挙区	36,527
糸満市選挙区	16,081
宮古島市選挙区	15,276
石垣市選挙区	14,679
国頭郡選挙区	17,764
中頭郡選挙区	41,765

発 行 所
 沖 縄 県 総 務 部
 総務私学課
 電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1